

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	国保保険給付
分科会	2	国保・国民年金分科会	調整項目	2	相対的法定給付

中条町担当	町民福祉課	国保年金係	担当者名	
黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	

記載事項		現況		調整方針	備考
		中条町	黒川村		
出産育児一時金 (給付基準)	支給額 300,000円 (窓口で現金払い) 当該被保険者の属する世帯の世帯主に支給する。 妊娠4ヶ月を超える(85日以上)の出産で、生産・死産・人工流産等の別を問わない 双生児等の場合は、一産児排出をもって、一出産と解する ただし、他の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合を除く	支給額 300,000円 (口座振込み) 滞納者は相談 被保険者が出産したとき世帯主に支給する 妊娠4ヶ月を超える(85日以上)の出産で、生産・死産・人工流産等の別を問わない 双生児等の場合は、一産児排出をもって、一出産と解する 出産の日に被保険者の資格を有しているとき。ただし、他の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合を除く	支給額 300,000円 (口座振込み) 滞納者は相談 被保険者が死亡したとき葬祭を行う者に支給する この場合の葬祭を行う者は、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係にはかかわりない 被保険者が死亡したとき	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 ただし、支給方法は現金又は振り込みにする。	
葬祭費 (給付基準)	支給額 40,000円 (窓口で現金払い) (平成16年度より50,000円) 被保険者が死亡したとき葬祭を行う者に支給する この場合の葬祭を行う者は、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係にはかかわりない。 被保険者が死亡したとき	支給額 50,000円 (口座振込み) 滞納者は相談 被保険者が死亡したとき葬祭を行う者に支給する この場合の葬祭を行う者は、本人との扶養、生計維持、同一世帯等の関係にはかかわりない 被保険者が死亡したとき			
14年度決算額	出産育児一時金 9,000,000円 葬祭費 7,280,000円	出産育児一時金 1,500,000円 葬祭費 2,000,000円			
15年度予算額	19,200,000円	4,100,000円			
関係法令等	中条町国民健康保険条例	国民健康保険法、黒川村国民健康保険条例			
		財政への影響額		単位：千円	
				予算額	調整後見込額
				中条町 19,200	
				黒川村 4,100	
				計 23,300	
				備考 平成15年度当初予算ベース	